

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第六章 世界労連の動向と日本の労働戦線

第二節 プラーク総理事会まで

結成後の活動状況 以上の経過で成立した世界労連の結成後の主な活動を、プラーク総理事会までの時期から、摘出すると、(一)前述の組織委員会による国際連合設立準備会への参加要求に対する拒否について、四五年一〇月の世界労連結成大会は抗議を決議し、四六年一月の国連結成大会に国連総会への顧問としての参加、経済社会理事会への投票権をもつ正式参加を要求したが、再び米、英両国を含む多数の反対で議題としてとりあげられず、経済社会理事会の諮問機関たる顧問の地位をえたに止った。この資格は、一国の労働組合であるA・F・Lにも同等に與えられた。(二)一九四六年二月の執行局会議はフランコ政府が共和運動指導者一〇名を死刑にしたことに抗議して、加盟各団体が、それぞれの政府に対してフランコ政権と外交断絶をするよう要求することを提案した。この結果、世界各地に抗議の集会、デモが組織された。このようなファシヨ的政権への反対行動は、アルゼンチン、ギリシヤ、イランの政権に対してもとられた。(三)後進国の労働者階級を援助するために、エジプト、インドネシア、インド、サイプラス等植民地、半植民地の労働組合に関する情報、資料が集められ、密接な連絡が保持された。越南共和国、インドネシアの独立運動に対しては、アメリカ、インド、オーストラリヤの沖仲士組合は軍需品輸送のボイコットを実施してこれを援助した。四六年の春、ドイツ、日本におくられた視察団は両国におけるファシズムの掃蕩状況を調査した。(四)世界労連のモチ味がもっとも展開された好例は、四六年六月のアメリカ海員組合争議にとられた海をこえての共同闘争の時であると云われる。アメリカ海員組合は、要求がとおらねば、六月一五日ストライキに入ると宣言したが、フォレストル米海軍長官は、六月三日「国家の緊急状態に対応するため」と云う理由で海軍予備役軍人の召集を命令し、万一ストライキを打つた場合は、船舶を接收して、これら海軍軍人に運転させる準備をととのえた。これに対して海員組合委員長ジョセフ・カランは世界労連書記長ルイ・サイヤンにストライキの時にアメリカ海軍軍人が動かす船はスキップ船とみなしてボイコットしてもらいたいと打電し、本部からは加盟各組合に右要請の電報がとんだ。イギリス、フランス、ソヴィエト、オーストラリヤの沖仲士組合、港湾労働者組合はボイコット体制をとった。このため事態は急速に解決の方向に向い、アメリカ海員組合は、月額一七弗五〇仙の値上げ、時間外手当一時間一弗、一週四〇時間制獲得の成果を得た。

以上にあげたような行動が組織されたにも拘らず、世界労連のもつ全世界の労働者階級の統一の力が十分に発揮されたとは云えない。その理由の重大な一つを示すものとして、次の第一回コミンフォルム会議(一九四七年九月)の情勢分析は注目される。

第二次世界大戦の進行中には、対日・独戦で連合した諸国は、提携してすすみ、一つの陣営をなしていた。しかしながら連合国の内部には、すでに戦争中から、戦争目的及び戦後世界機構の任務の決定において意見の相異が存在していた。

戦争目的及び戦後の機構の任務の決定における相違は、戦後期には一層深まった。ソヴィエト同盟と、新民主主義諸国が世界支配と、民主主義運動の破壊をめざす帝国主義侵略計画実現の障碍となったので、ソヴィエト同盟と人民民主主義国に対する攻撃が宣言され、それは帝国主義国のもっとも熱烈な帝国主義的政治家の新戦争の威かくによって強化された。

プラーク総理事会 一九四七年六月のプラーク総理事会は、深まりゆく、二つの陣営の対立の中

に開かれた。プラーク総理事会の決議事項は次のように要約されている。

1 スペイン問題に対する決議

- (a) スペイン国内のフランコ政権反対運動をたすけるために強力な基金カンパを行う。
- (b) 国際連合総会および安全保障理事会に対して四六年一二月の決議の実行を要請する。
- (c) 各国労働組合中央機関は、つぎの国際連合総会にさいして、各国政府がスペイン人民の解放に役だつような決定のおこなわれるのを支持するよう、それぞれの国の政府に対してあらゆる手段、方法をつくす義務をおう。
- (d) スペインに対するボイコット、経済制裁の強化をはかる。

2 イラン問題に関する決議

- (a) イラン政府に対し、イラン国内における労働組合運動の完全な自由の保障、新聞を発行し、集会をもちうる権制と可能性の保障、労働者が自由に組合に加入することのできる権利の保障をもとめる。
- (b) イラン政府に対して、イラン労働組合中央評議会がその活動を復活する可能性をあたえるように求める。
- (c) もしも、これらの要求がいれられぬ場合にはこの問題を国連の経済社会理事会に提出する。

3 中国問題にかんする決議

- (a) 一九四六年解散を命ぜられる前のかたちの中国労働協会、すなわち現在ホンコンに本部をもつものを中国労働協会の真の中央機関とみなし、これだけを世界労連のメンバーとしてみとめる。
- (b) 中国労働協会は政治的意見のちがいにかかわらず、全中国の労働者を統一することを最高の任務としなければならない。中国労働協会は、全労働者のために自由に組合に加入する権利、労働者の基本的な経済的権利、基本的人権を獲得するためにつとめなければならない。
- (c) 世界労連書記長は、中国政府が、中国労働協会のために、その活動を行う権利と条件を保障するように交渉する。

4 日本及びドイツの加入問題にかんする決議

- (a) 日本の労働組合の世界労連加入を原則としてみとめる。ただし、事実上の加入を許す前に全国的な統一機関の結成が行われ、組織の民主的な運営方針が確立される必要があることを勧告する。
- (b) ドイツの労働組合が、一九四六年末までに六八〇万の組合をもつほど発展したことは重要である。しかし非ナチ化のテンポのおそいことには満足できない。このことにかんがみて世界労連は四カ国管理委員会にたいし、ドイツの労働組合の統一を促進すること、非ナチ化政策に労働組合の協力をもとめること、組合代表を官庁に参加させることなどを要請する。ドイツの労働組合の世界労連加入は原則としてみとめる。またその準備としてベルリンに事務局をおく。

5 ギリシヤ政府にかんする決議

ギリシヤ政府に対して、労働組合運動の自由、民主的選挙にもとづく国会の開設をもとめ、もし満足な結果がえられなければ、国際連合に提訴する。

6 インドネシア問題にかんする決議

インドネシア労働組合連盟(組合員一〇〇万)の世界労連加入を正式に承認する。

7 パレスタイン問題にかんする決議

ユダヤ、アラブ両民族間の協定が成立するように国際連合がのりだすことを要請する。パレスティンに調査一団を派遣する。

8 アフリカ問題にかんする決議

アフリカ全植民地における社会立法、労働保護法の制定を要望する汎アフリカ会議の報告書を承認する。

9 トリエスト問題にかんする議

トリエスト労働組合中央評議会を一九四七年一月一日から世界労連の正式メンバーとして加えると云う執行局の決議を承認する。

10 極東事務局設置にかんする決議

アジアのどこか一カ所に極東事務局をおく。

11 職業別部門の設置にかんする決議

世界労連内部に職業別部門をもうけると云う執行局の決定を承認する。

12 次期定期大会開催にかんする決議

つぎの定期大会は一九四八年九月にブラッセルで開く。

13 国際連合にかんする決議

(a) 国際連合に加わっている国々のなかで、世界労連の参加に反対な国があることは遺憾である。ここに国際連合および経済社会理事会に世界労連が正式に参加する権限を与えてもらうことを、くりかえし要請する。さらに、そのために国連規約修正案を執行局がつくり次の国連総会に提出する。

(b) 国連の経済社会理事会にたいして、必要に応じてつぎの議案をだすよう執行局に委任する。(1) 男女の同一労働、同一賃金の原則、(2) 人種的、民族的差別の廃止、(3) 労働者の生活水準のひきあげと民主主義的諸権利の確立、(4) 失業の廃止、(5) 移民労働者と移住労働者との平等待遇、(6) 独占的トラストの廃止および制限のための有効な手段の採用

決議事項に現われているように、プラーグ総理事会は、資本主義体制の最も敏感な部分としての植民地、半植民地におけるプロレタリアートを中核とする民族解放運動の討論に重点をおいた。弾圧もこの地域に最も激しかった。「プラーグ総理事会は一般的には、世界的な反動攻勢の問題を審議するための会議、特殊的には、その問題の重要部分をなしている植民地問題を審議するための会議である」(岡倉古志郎「世界労連と日本」)と云われるゆえんである。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始